

第二航空軍は十三日天候不良の爲、第百一教育飛行團の一部のみ出撃し、十四日兩飛行團を以て攻撃を続行す。

十三、十四兩日の出撃兵力合計三六機、戰果裝甲車輛

四三輛擊破。

第四十四軍主力は十二日夕後退を開始せり。

第百八師團主力は、十二日錦州に集結し、第三方面軍の掌握に入りたり。

第四章 終戦並爾後の状況

八月十四日

ノ十四日午後滿洲國通信社よりの連絡により終戦の模様ある旨及明瞭。

十五日正午電大放送ある旨を知り山田總司令官は總參謀長以下主

要幕僚を隨え夕刻通化より新京に帰還す。

2 第三方面軍司令部は通化よりの連絡を誤解し停戦命令を下達せるも即刻軍械司令部の注意により之を撤回す。

0032

八月十五日

ノ正午終戦の詔勅を承知す。

2. 総司令部幕僚の殘部は主として空路、其の他の人員は鐵道に依り

通化より新京に帰還を開始す。

3. 第二航空軍は更に教育飛行隊の兵力をも加え本日午前三九機を以て白城子方面敵機甲部隊を攻撃し敵飛行機三機、車輛一三五輛等を擊破す。同日正午終戦の大詔を拜し爾後の攻撃を保留す。

八月十六日

大本營の停戦命令は未だ到着せざるも、終戦の詔勅を拜受する關東軍として今後如何に処すべきやに關し總司令部最後の幕僚會議を開きたり。

本席上多くの者は我國体の根本的變革を防止すべく勝敗を超越して最後の一兵に至る迄抗戦し以て國民の胸中に國家再建の口火を發すべき意見に同意せり。

0033

二六
作戦班長草地大佐及一部の幕僚は事茲に至り既に終戦の大號令を發

せられたる以上我等としては諱て之に従ふ以外に何物もなし、日本再建等は其の後の諸施策に依りてのみ實現し得べしと考せり。

兩論は相當時間に亘り且深刻に行はれたるが、最後に秦總參謀長は「我等は軍人として大元帥陛下の大命に従ふ以外に忠節の道は考へられず、之に従はざるものは永遠に亂臣賊子なり、飽迄關東軍の作戦繼續を主張するものは宜しく我等の首を刎ねて然る後に行け」と熱涙を以て判決を述べ、總司令官亦聖旨を奉戴して停戦に全力を盡すべく裁決し、茲に關東軍の方針は一決せり。

八月十七日

1. 竹田宮恒徳王殿下天皇陛下の御名代として終戦の詔勅に關する聖旨傳達の爲新京に到着、關東軍總司令部に於て傳達行事を行ふ。

2. 大本營は八月十五日先づ次の命令を發令せり。

『大本營の企圖する所は八月十四日詔書の主旨を完遂するに在り。

各軍は別に命令する迄各々現任務を続行すべし。但し積極進攻作戦を中心すべし。

又軍紀を振肅し團結を鞏固にして一途の行動に出で且内地、朝鮮、樺太及台灣に在りては治安の勵揚防止に務むべし。更に十六日大本營は左の命令及指示を發す。

一、一大本營直轄各軍司令官一は即時戰斗行動を中心すべし。

但し停戰交渉成立に至る間敵の來攻に方りては止むを得ざる自衛の爲の戰斗行動は之を妨げず。

諸部隊は宿營、給養等の便を顧慮し適宜の地域に集結し爾後の行動を準備することを得。

二、前項各軍司令官は戰斗行動を停止せば其の日時を速かに報告すべし。

「關東軍總司令官は戰斗行動を停止する爲蘇軍に對する局地停戰交渉及武器の引渡等を實施することを得。」

八月十八日

二八

ノ第一、第三方面軍、第四軍、第二航空軍各參謀長を新京に招致し、各聖旨を傳達し且停戦及武装解除に関する関東軍命令を下達し、各軍の状況を聽取す。

2.此日總參謀長等は蘇側の要求（哈爾濱蘇聯總領事を仲介す）に依り空路蘇聯極東軍總司令部に到り（東軍總司令官ワシレフスキイ）元帥以下と會見、武装解除要領、在露邦人の保護等に關し連絡の上、新京に帰還す。

3.関東軍停戦及武装解除の命令はあらゆる通信連絡手段を以て萬の傳達に努力せろも、既に部隊は戦斗、移動により散在し且蘇軍最高司令部の言に反し出先蘇軍は無統制に武装解除を實施せる爲、各部隊の齊整たる武装解除は不可能となれり。

4.大本營は十八日左の命令を發したり。
「一、別に示す時（以降）関東軍總司令官に與へたる任務を解く。

0036

二、關東軍總司令官は同時機以降一切の武力行動を停止すべし。
兵詔勅換發以後敵軍の勢力下に入りたる帝國軍人、軍屬を俘虜と認めず。

いかに恭下未端に至る迄輕舉を戒め皇國將來の興隆を念じ
忍自重すべき旨を徹底せしむべし。』

八月十九日

1. 新京飛行場に蘇軍軍使到着し、在新京部隊の新京南側郊外集結
武装解除を指令し又一切の通信を禁じたるを以て、關東軍總司令
部の機能は停止するに至れり。

2. 本日總參謀副長等蘇軍飛行機に依り關東軍總司令部に連絡に赴き
たり。

八月二十日

1. 關東軍總司令部廳舎は蘇軍に接收せられ、總司令部職員は海軍武
官府に移動す。但し蘇側との連絡の爲參謀部第二課長以下若干名

は總司令部西側廳舍に位置す。

2. 白城子方面より東南進せる蘇軍機甲部隊新京に到着し民心動搖す。

八月二十七日

蘇軍の要請により、未だ興安（王爺廟）東北方地盤に於て戰斗行動繼續中なる第百七師團（五叉溝より後退後通信杜絶し消息不明となりありたり）に對し第三十軍幕僚を飛行機（滿洲航空輸送會社機）により派遣、札賣特旗附近に於て同師團を發見し彼我兩軍の中間に強行着陸し命令を傳達し之を停戦せしめたり。

九月五日

1. 閩東軍總司令官以下在新京全將官及一部幕僚は飛行機により蘇領に連行せらる。

2. 留餘の總司令部職員は海軍武官府に於て武装解除を受けたる後、南嶺收容所に收容せられたり。

0038